

平成 23 年 1 2 月 1 2 日

平成 24 年度住宅関連税制改正の概要

与党税制改正大綱を基に作成しておりますので、今後の国会審議等により変わることがありますのでご注意ください。

(社)住宅生産団体連合会

税 目	適用期限
<p>1. 新築住宅に係る固定資産税の軽減措置を 2 年間延長 (固定資産税額を 3 年間 1 / 2、中高層は 5 年間) * 住宅用地に係る据置特例(負担水準 8 0 %以上の住宅地に適用)を平成 2 6 年度に廃止</p>	26 年 3 月 31 日
<p>2. 住宅取得等に係る贈与税の非課税措置について (1)非課税限度額を次のとおりとする。 省エネルギー性又は耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合 イ.平成 24 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円 ロ.平成 25 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,200 万円 ハ.平成 26 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円 東日本大震災の被災者については、非課税限度額を 1,500 万円とする。 省エネルギー対策等級 4 又は耐震等級 2 以上(免震住宅含む)の住宅 上記 以外の住宅用家屋の場合 イ.平成 24 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円 ロ.平成 25 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 700 万円 ハ.平成 26 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 500 万円 東日本大震災の被災者については、非課税限度額を 1000 万円とする。 (2)適用対象となる住宅用の家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、<u>240 m²以下のものに限定</u>。 (3)適用期限は、平成 24 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日まで (4)住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を 3 年延長 (贈与者の年齢制限なし)</p>	26 年 12 月 31 日

<p>3. 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税の特別控除(投資型減税)を2年延長 (税額控除額の上限を100万円 50万円に減額) ● 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長 (固定資産税額を5年間1/2(中高層は7年間)) ● 不動産取得税の課税標準の特例措置(1,300万円控除)を2年延長 ● 登録免許税の税率の軽減措置を2年延長 <ul style="list-style-type: none"> ・保存登記 0.1% : 現行のまま(一般住宅0.15%) ・所有権移転登記 0.1% 0.2%引上げ(一般住宅0.3%) 	<p>25年12月31日</p> <p>26年3月31日</p> <p>26年3月31日</p> <p>26年3月31日</p>												
<p>4. 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税率の特例措置を3年延長 (本則4% 3%)</p>	<p>27年3月31日</p>												
<p>5. 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を3年延長 (課税標準を固定資産税評価額の1/2とする特例)</p>	<p>27年3月31日</p>												
<p>6. 住宅及び住宅用地の取得に係る不動産取得税の特例を2年延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ディベロッパー等に対する新築住宅みなし取得時期の特例 (本則6ヶ月 特例1年) ● 住宅用地に対する特例を受ける場合の期間要件の特例 (本則2年 特例3年、100戸以上マンションは4年) 	<p>26年3月31日</p>												
<p>7. 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置を2年延長 (注)平成24年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用</p>	<p>25年12月31日</p>												
<p>8. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の特例措置を2年延長</p>	<p>25年12月31日</p>												
<p>9. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の特例措置を2年延長</p>	<p>25年12月31日</p>												
<p>10. 認定省エネルギー住宅(仮称)に係る軽減措置の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認定省エネルギー住宅(仮称)ローン減税の創設 <table border="1" data-bbox="220 1568 1268 1780"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>10年間</td> <td>4,000万円</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>10年間</td> <td>3,000万円</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> ● 登録免許税の税率の軽減措置 <ul style="list-style-type: none"> ・所有権の保存登記 0.1% (本則:0.4) ・所有権の移転登記 0.1% (本則:2%) 	居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	平成24年	10年間	4,000万円	1%	平成25年	10年間	3,000万円	1%	<p>25年12月31日</p> <p>26年3月31日</p>
居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率										
平成24年	10年間	4,000万円	1%										
平成25年	10年間	3,000万円	1%										